

利用料金	金額	備考
生活費	44,510 円	食費も含まれます。(1日あたり：900円)
夏季加算 (6～9月)	1,970 円	冷房使用料
冬季加算 (11～3月)	1,970 円	暖房使用料
サービスの提供に要する費用 ※1	10,000 円 ～ 62,600 円	・サービスの提供に要する費用は、収入により10,000円～62,600円の18階層に区分されています。
その他の料金 (電話・電気・水道等)	実費	・各居室で使用した、電話料金、電気及び水道使用量の実費分をご負担いただきます。

## ◇ サービスの提供に要する費用の区分 ◇ ※1

対象収入による階層区分		本人からの徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	62,600 円
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	
18	3,100,001 円以上	

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からの徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。